

令和 6 年 6 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 6 年 6 月 11 日	午前 9 時 30 分
	閉 会	令和 6 年 6 月 11 日	午前 9 時 44 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

安 岡 委 員 藤 本 委 員

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

中 村 学 校 教 育 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 係 長

中 村 総 務 企 画 課 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

5月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第19号議案 令和6年度6月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【高橋管理部理事の報告】

- 令和6年6月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係の議案「文化が活きる京都の推進に関する条例制定の件」について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

資料は、19－2頁を御覧いただきたい。

今回の条例制定の経過については、文化庁の京都移転が実現するとともに、国の文化芸術基本計画（第2期）が策定され、文化芸術活動を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらを踏まえ、京都の文化を将来にわたり継承し、新たな文化の価値の創造につながる施策に総合的に取り組むため、文化生活部が所管している従来条例を見直し、新たな条例を制定するものである。

次に教育委員会に関係する事項については、まず、基本理念として、文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の社会のあらゆる分野における有機的な連携を図ること（条例第2条）、また、基本指針にあっては、文化芸術基本法に規定する文化芸術の推進に関する事項について指針を策定すること（同第4条）と規定されている。

基本指針については、具体的な内容に関し、今後、文化生活部と調整の上、12月策定を予定しており、今後の教育委員会で審議していただく予定である。

【質疑応答】

- なし

(4) 議決事項

ア 第20号議案 京都府いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

（京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号）

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととするを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告